

風評被害対策パッケージ（平成 25 年 11 月追補改訂版）

復興庁において、平成 25 年度予算を中心に各省庁における取組を取りまとめた「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」（4 月 2 日公表）が公表後半年を経過。東日本大震災の発災から 2 年半以上が経過したが、今でも風評被害が続いていることから、関係省庁によるタスクフォースを 11 月 7 日に開催し、本年度上半期取組状況の進捗管理とともに、課題を洗い出し、風評被害対策の強化について検討を行ったので、本年 4 月以降に進捗した取組状況などを見直した追補改訂版として作成した。

1. 具体的取組

I. 放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化

- ・被災地等で生産・加工された食品等の安全性を確認するため、生産・出荷・流通等の各段階における放射性物質検査体制の構築等を支援。
- ・放射線モニタリング体制の整備等により空間線量等を確実に把握・公表。
- ・放射性物質の健康影響等を含めた分かりやすい情報提供を実施する等、消費者・国民とのコミュニケーションを強化。

1. 被災地産品の放射性物質検査の実施

(1) 食品中の放射性物質の基準値の設定

(具体的な取組)

- a. 原子力安全委員会が定めていた指標を暫定規制値として設定（平成 23 年 3 月 17 日～）【厚生労働省】
- b. 厚労省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、国際的な指標に基づき、長期的な観点から放射性セシウム基準値を設定（平成 24 年 4 月 1 日～）

【厚生労働省】

(参考) 食品中の放射性セシウム濃度の基準値(ベクレル/kg)

コーデックス CODEX/STAN 193-1995	EU Regulation (Euratom) No 3954/87	日本 食品衛生法の 基準値
乳幼児用食品 1,000 一般食品 1,000	乳幼児用食品 400 乳製品 1,000 一般食品 1,250 飲料水 1,000	飲料水 10 牛乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100
・介入レベルを年間 1mSv と設定し、全食品の 10%が汚染地域由来 と仮定	・介入レベルを一般食品で年 間 1mSv と設定し、全食品 の 10%が規制値相当汚染 されていると仮定	・介入レベルを年間 1mSv と設定し、一般食品で は、50%が基準値相当 汚染されていると仮定

(2) 被災地産品の放射性物質検査体制の整備と検査の実施
(具体的な取組)

【食品の放射性物質検査体制整備と検査の実施】

a. 地方自治体による食品放射性物質検査等への支援

①検査方法等に関する科学的支援【農林水産省】

②福島県による米の全袋検査体制整備

【内閣府原子力被災者生活支援チーム、農林水産省】

(基金の造成により、農協等に約 200 台の検査機器を配備。福島県では、県全体で全袋検査。(25 年産米については、平成 25 年 11 月 20 日時点で約 933 万袋。99.9999%が基準値以内。))

③水産物の検査体制の整備【農林水産省】

(原発事故以降、これまで 40,989 検体の検査を実施。(平成 25 年 10 月 31 現在) 福島県においては、平成 25 年 10 月期で 835 検体の検査を実施。98.3%が基準値以内。)

④地方自治体に対する検査機器導入への補助

【厚生労働省、農林水産省】

(平成 25 年 9 月までに全国で合計 260 台以上導入。)

- ⑤地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査機器の貸与、及び自治体職員等を対象とした検査方法等の研修会の開催【消費者庁】

(平成25年9月までに全国で約386台配備)

(平成25年9月までに研修会を全国で26回開催し、延べ約1,900名が参加。)

- ⑥地方自治体からの依頼に基づく検疫所、国立試験研究機関及び契約検査機関における検査

【厚生労働省】【農林水産省】

(平成25年9月までに全国で3万件以上の検査受け入れ)

- ⑦地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査の委託、検査等の専門家採用、検査機器の整備・保守等に活用できる基金への財政支援【消費者庁】

- ⑧学校給食の放射性物質検査【文部科学省、内閣府原子力被災者生活支援チーム】

- ・学校給食食材の事前検査機器整備補助等

(東日本16都県に対して約100台補助済み)

(基金の造成により、福島県内の希望する全ての学校給食調理場に200台以上整備)

- ・学校給食一食全体の事後検査

(平成24年度：43都道府県で実施)

(平成25年度：10県で実施)

- b. 原子力災害対策本部において、地方自治体における検査計画の策定に関する基本的事項を定め、17都県¹を中心とした食品中の放射性物質検査を推進【厚生労働省】

(平成23年3月18日～24年3月31日 137,037件)

(99.12%が暫定規制値以内)

(平成24年4月1日～25年10月31日 472,322件)

(99.35%が基準値以内)

¹ 17都県（福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）

※基準を超えた食品については回収・廃棄等を行うとともに、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、出荷制限等を実施

- c. 流通段階の食品の買上調査等の実施【厚生労働省】
(平成25年9月までに全国で4,200件以上の買上調査を実施)
等

【工業製品等の放射線検査整備】

- a. 工業製品等の放射線量測定を行う企業等への指導・助言を実施【経済産業省】
(福島県内を中心に約220件の測定を実施(平成25年度上期))
等

2. 空間線量等の環境放射線量の把握と公表

(具体的な取組)

- a. 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏えい問題を踏まえ、海洋モニタリングを強化するとともに、関係機関が実施している海洋モニタリング結果を一元的にとりまとめ公表。また、IAEAへのモニタリング結果の提供や在外公館等を通じた国際社会への情報発信を実施。さらに、モニタリング結果の国際的な信頼性を向上するため、IAEAとの連携を深化
【原子力規制庁】

- b. 福島県内を中心として、環境放射線測定体制を構築。引き続き、測定体制の維持・管理、環境放射線量の着実な測定・公表を継続【原子力規制庁】

(福島県内の設置台数)

ーリアルタイム線量測定システム	2,700台
ー可搬型モニタリングポスト	545台
ー固定型モニタリングポスト	12台

- c. 避難指示区域等の見直しに伴い、今後帰還が本格化する地域におけるモニタリング体制の整備等を実施
【原子力規制庁】

(避難指示区域等への放射線測定システム等の設置予定台数)

－リアルタイム線量測定システム 336 台

－可搬型モニタリングポスト 33 台

等

3. 正確で分かりやすい情報提供等コミュニケーションの強化

(具体的な取組)

- a. 各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について関係省庁のホームページ等で公表【厚生労働省、消費者庁、農林水産省】

(厚生労働省ホームページ等で日本語及び英語での情報発信)

- b. インターネットを活用した基準値の周知徹底、公共施設や店頭等における消費者への広報活動実施等による食品中の放射性物質に関する情報提供の推進

【食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

(ポスター各 2 万枚、リーフレット各 92 万部を全国で配布。また、消費者の目線でわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」を全国で 102, 955 部配布。(平成 25 年 9 月末現在。うち平成 24 年度中は 95, 498 部配布。))

- c. 食品中の放射性物質の基準値や放射性物質による健康影響等について、広く消費者の参加を求め、大都市等におけるシンポジウム等を開催

【食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

(関係省庁の共催により、平成 24 年度中に全国 27 カ所、平成 25 年 9 月末までに全国 3 カ所で意見交換会を開催。(平成 25 年度中に全 8 回開催を予定。))

(食品中の放射性物質に関する正確な情報提供により、消費行動に結びつくよう、関係府省庁、地方自治体等と連携したリスクコミュニケーションを 44 回開催。(累計 264 回開催)

(説明会(厚生労働省 平成 25 年度上期 3 回)での理解割合:80%以上(参加者アンケート結果))

(食品中の放射性物質の検査結果や農業生産現場における放射性物質の吸収抑制対策等に関する情報提供。)

- d. 保健所・保育所・幼稚園等における子育て世代向けのミニ集会等の開催促進【消費者庁】
(平成25年末までに全国で2000人の専門家を養成し、各人に開催を促す予定。)
(定期的に行う消費者庁による消費者意識の実態調査等を踏まえ、具体的な実施内容に反映する予定。)
- e. 福島県立医科大学におけるリスクコミュニケーション拠点の強化(「放射線影響に関する心のケア講座(仮称)」の開設、心のケアに関する人材育成等の実施)【環境省】
- f. 地方自治体職員、保健医療福祉関係者、学校関係者等、リスクコミュニケーションの推進者の養成促進【消費者庁、環境省、文部科学省、厚生労働省】
- g. 学校教育の場における放射線に関する知識の普及【文部科学省】
- h. 政府広報等による放射線に関する正確な情報発信【内閣府、関係省庁】
(風評被害の払拭に関する新聞広告(平成25年9月23日～29日 全70紙)を実施。)
(食品中の放射性物質の低減対策や米の検査の取組等に関する動画を政府インターネットテレビに掲載したほか、インターネット広告等を実施。)

等

II. 風評被害を受けた産業への支援等

1. 被災地産品の販路拡大、新商品開発等

- ・被災地等で生産・加工された食品、伝統工芸品、工業製品等の国内外へのPR、販路拡大等を支援するとともに、新たな需要創出のための農林水産物、特産品、工業製品等の開発・実証等を支援。
- ・風評被害に立ち向かいながら地域産品のブランド力向上等先進的な取組を行う地域事業者等を積極的に広報。
- ・被災地産品等に対する諸外国の輸入規制緩和に向けた働きかけを継続。

(具体的な取組)

- a. 福島県における産地と連携しつつ出荷時期に合わせた福島県産農産物等の戦略的かつ効果的なPR（メディアを活用した広報、全国キャラバン等）を支援【農林水産省】

・テレビCM等の実施前後の比較

＜福島県産を購入したくない層（首都圏）＞

27.4%（平成25年5月）→ 17.6%（平成25年6月）

＜福島県産の購入意欲のある層（阪神圏）＞

75.9%（CM認知者） 54.4%（CM非認知者）

・テレビCM好感度ランキング（首都圏）

公共・企業イメージカテゴリー 第3位

- b. 被災地等で生産・加工された農林水産物等の消費拡大を促すためのマスメディア等を活用したPRの実施や、民間事業者等の被災地応援フェア等の開催及び社内食堂における被災地食材の利用等の働きかけを強化等、官民の連携による被災地産品の消費拡大の取組を推進（「食べて応援しよう！」キャンペーン等）【農林水産省、経済産業省】

（「食べて応援しよう！」キャンペーンの推進：被災地産食品販売フェア等の取組数：801件（平成25年10月31日現在））

（食品産業関係団体、国公立大学・私立大学、都道府県・都道府県議会等、合計1,167団体・機関宛てに、被災地産食品の活用

促進を要請。(平成 25 年 6 月))

(日本経済団体連合会及び日本商工会議所宛てに、農林水産省・経済産業省の連名で、被災地製品の消費拡大を要請。(平成 25 年 6 月))

(流通業界 10 団体宛てに、経済産業副大臣名で、特産品フェア等を通じた被災地製品の販売促進を要請。(平成 25 年 9 月))

(産業界に対して、社内マルシェ等による福島県製品の取扱い拡大等を要請。(平成 25 年 10 月))

- c. 福島県産品や観光の風評被害の払拭を図るための「福島産業復興フェア」の開催、及び産業界に対する同様の取組の推進【経済産業省】

(経済産業省内で、「福島産業復興フェア」として、福島県産品の販売・観光情報展示等により福島県の魅力をトータルに発信。来場者数：延べ約 980 名、売上高：約 164 万円を 1 日で達成。(平成 25 年 10 月))

- d. 国際会議・展示会等を活用した福島県産品等の P R の実施【経済産業省】

(以下の国際会議・展示会等において、福島県産品の P R を実施。)

・ コールトランス EASTASIA (平成 25 年 9 月)

・ ジャパン・コンテンツ・ショーケース 2013 (平成 25 年 10 月)

・ 中小企業総合展 2013-2014 (平成 25 年 10 月・11 月)

- e. 被災地産の地域木材、伝統的工芸品、工業製品等の販路拡大支援や新製品の開発支援等を実施

【経済産業省、農林水産省、外務省】

(被災者の住宅再建に向けた相談会を福島県内 1 箇所で開催。福島県産木材の放射線量の自主検査結果を踏まえた安全性について情報提供。(平成 25 年 8 月))

(工業品等の販路開拓 (ビジネスマッチング、商品開発) を支援)

－ 商談件数：約 240 件 (累計)

－ 商談成約金額：約 7 億円 (累計)

(インドネシア、チェコと交換公文締結、被災地の工業用品等を供与 (6 億円))

- f. 被災地における新たな農業システムの構築のため、先端技術を活用した農業の実証支援等を実施
【経済産業省、農林水産省】
- g. 全府省庁による被災地産品の利用・販売促進
【農林水産省、経済産業省、防衛省、全府省庁】
(「食べて応援しよう！」キャンペーンの一環として、平成23年3月から全府省庁の食堂・売店(出先機関を含む)で被災地産品を利用・販売。)
(品目別では、米7,160トンを利用・販売の他、青果物等多くの食品を利用・販売。(25年3月末時点))
(経済産業省において、省内コンビニエンスストアにおいて被災地産品の取扱いを開始。(平成25年10月))
(防衛省において、被災地で製造されたレトルト品の調達。(約66万食))
- h. 福島復興再生特別措置法に基づく農産物等の新品種登録出願に係る出願料及び登録料、地域団体商標登録の特例措置【復興庁】
- i. 被災地産品等に対する輸入規制を行っている諸外国への働きかけの継続等【外務省】
(平成25年9月30日現在、12か国(カナダ、メキシコ、ニュージーランド、コロンビア、ミャンマー、セルビア、チリ、ペルー、ギニア、マレーシア、エクアドル、ベトナム)が規制を解除し、EU等が規制を緩和。)
- j. 被災地自治体による在外公館での物産展等の開催、在京外交団への特産品等PRの場を提供【外務省】

等

2. 国内外から被災地への誘客促進等

- ・東北等への観光需要を喚起し、訪問者の増加により、被災地のイメージを回復するとともに、観光業を支援。

(具体的な取組)

- a. 福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策事業等を支援【国土交通省】
(補助金交付申請にかかる福島県における観光関連復興支援事業検討会の実施(平成25年9月11日)。補助金交付決定(9月18日)。
- b. 東北地域の太平洋沿岸エリア及び福島県への旅行需要の喚起を図るための正確な情報や魅力の発信等の事業の実施(メディアとタイアップした広報、震災語り部・ガイドの育成、復興イベント開催等)【国土交通省】
- c. 訪日観光客増加に向けた諸外国、海外プレス等へのPR事業の実施【外務省】
- d. 福島復興再生特別措置法に基づく観光地等の地域団体商標登録、通訳案内士の特例措置【復興庁】
- e. 東北太平洋岸の自然公園を再編した「三陸復興国立公園」の創設と公園利用施設の整備【環境省】
- f. 東北三県を訪問する外国人に対するビザ発給手数料の免除、東北三県を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザの発給【外務省】
- g. 「東北・北関東への訪問運動」の展開【国土交通省】
(官民が一体となって、東北・北関東を訪問することにより、東北・北関東の復興を応援する目的に賛同した各府省庁の49事業、民間等66団体の取組が掲載(平成25年9月30日現在)。)
- h. 被災地自治体による在外公館での観光誘致PR、在京外交団への地域の魅力発信の場を提供【外務省】

等